

フレッツ・VPN ワイド 運用報告サービス 利用規約

第1章 総則

- 第1条 西日本電信電話株式会社（以下「当社」とします。）は、この「フレッツ・VPN ワイド 運用報告サービス 利用規約」（以下「規約」とします。）を定め、これにより「フレッツ・VPN ワイド 運用報告サービス」（以下「本サービス」とします。）を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。
- 第2条 当社は、法令の規定に従い、この規約を変更することがあります。この場合、料金その他の提供条件は、変更後の規約を適用することとします。
- 2 当社は、前項の変更を行う場合は、この規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びに効力発生時期を、利用契約者（第6条に定める者をいいます。）に対し、当社ホームページにおける掲載その他の適切な方法により周知します。
- 第3条 この規約で使用する用語の意味は、この規約で別段の定めがない限り、契約約款（当社が別に定める「IP通信網サービス契約約款（平成12年西企営第41号）」のことをいいます。以下同じとします。）で使用する用語の意味に従います。
- 第4条 契約約款は規約の一部を構成するものとし、この規約に定める事項以外については、契約約款に規定するメニュー8（付加機能に係るものを除きます。）の定めが適用されるものとします。
- 2 規約に規定する条件と契約約款の定めが相違又は矛盾する場合は、規約の定めが優先して適用されるものとします。

第2章 提供条件

- 第5条 当社は、メニュー8のクラス1にかかるIP通信網サービスを契約しているIP通信網契約者（以下「VPN管理者」とします。）ごとにフレッツ・VPN ワイド 運用報告サービス 利用契約（当社から本サービスの提供を受けるための契約をいいます。以下「利用契約」とします。）を締結します。
- 第6条 当社は、規約に定める条件に従い、別紙に記載の提供サービスを利用契約者（当社と利用契約を締結している者をいいます。以下同じとします。）に提供します。
- 第7条 本サービスでは、提供を開始した日から起算して1年間を基本契約期間とし、利用契約者の事由により基本契約期間内において解約が生じた場合は、利用契約者は契約約款 料金表第1表第1類第1の1適用(3)の定めに従い算定される料金額を当社の請求に伴い一括で支払うこととします。
- 第8条 本号の規定にかかわらず、当社は本サービスについて、臨時IP通信網契約（30日以内の利用期間を指定して、当社から本サービスの提供を受けるための契約）は締結しません。

第3章 サービスの品目及び細目等

第9条（1）サービスの内容は以下のとおりとします。

区 別	内 容
フレッツ・VPN ワイド 運用報告サービス	メニュー8及びメニュー8にかかるメニュー1、メニュー4、メニュー5の契約者回線間の通信において、通信が利用できない状態である可能性がある情報、通信が利用できない状態となった場合の対応の記録及び、利用の中止となる可能性がある情報を利用契約者に通知するもの
備考	<p>1 利用契約者への通知形態は月1回通知するもの（以下「月次報告」とします。）、都度発生した場合に通知するもの（以下「随時報告」とします。）があります。</p> <p>2 月次報告で通知する内容は、お客様名、契約内容（フレッツ・VPN ワイドのプラン、企業識別子等）、フレッツサービス工事情報（計画工事日、回線種別等）、当月の故障対応情報（申告日時、回復日時、拠点名、回線ID、故障要因、IPアドレス等）です。</p> <p>3 随時報告で通知する内容は、故障発生/故障回復のお知らせ（日時、対象回線ID、状況、影響、原因等）または工事のお知らせ（対象サービス、対象回線ID、対象地域、影響等）です。</p> <p>4 月次報告の通知方法は本条の備考第2項の内容を記載したものを暗号化し、添付ファイルとしてメール送付します。</p> <p>5 随時報告の通知方法は本条の備考第3項の内容を平文にて記載し、メール送付します。</p> <p>6 利用契約者は、本サービスの利用に際して、当該利用契約者が利用するメニュー8のクラス1と同一VPNグループ内におけるクラス2にかかるIP通信網サービスを契約しているIP通信網契約者（以下「VPN参加者」とします。）に関する本条の備考第2項、3項で規定する情報が、本サービスの利用契約者が申込書に記載する連絡先に通知されること及び、当該通知において本条の備考第4項、5項で規定する送付方法が用いられることに関して、VPN参加者から事前に承諾を得ておく必要があることとします。</p>

（2）以下の品目及び細目があります。

A 品目

品 目	内 容
プラン10	報告対象が10拠点までのもの
プラン30	報告対象が30拠点までのもの
プラン100	報告対象が100拠点までのもの
プラン300	報告対象が300拠点までのもの
プラン1000	報告対象が1000拠点までのもの

備考 上記品目については、契約約款に定める以下の契約者に限り提供します。

契約約款に定める契約者	利用可能な品目
メニュー8のVPNグループに属する利用回線の数の上限が10のものに属するクラス1にかかるIP通信網契約者	プラン10
メニュー8のVPNグループに属する利用回線の数の上限が30のものに属するクラス1にかかるIP通信網契約者	プラン30
メニュー8のVPNグループに属する利用回線の数の上限が100のものに属するクラス1にかかるIP通信網契約者	プラン100
メニュー8のVPNグループに属する利用回線の数の上限が300のものに属するクラス1にかかるIP通信網契約者	プラン300
メニュー8のVPNグループに属する利用回線の数の上限が1000のものに属するクラス1にかかるIP通信網契約者	プラン1000

B 細目

細目	内容
パターン1	随時報告を通知しないもの
パターン2	随時報告として、工事のお知らせを通知するもの
パターン3	随時報告として、工事のお知らせ及び故障発生/故障回復のお知らせを通知するもの

第4章 料金

第10条 第3章第9条（2）に定める品目の利用料金については、以下の料金とします。

1 契約単位ごとに月額

品目	料金額
プラン10	5,000円（税込価格 5,500円）
プラン30	15,000円（税込価格 16,500円）
プラン100	50,000円（税込価格 55,000円）
プラン300	150,000円（税込価格 165,000円）
プラン1000	500,000円（税込価格 550,000円）
備考 細目による利用料金の区別はありません。	

第11条 第3章第9条（2）に定める各品目及び各細目の工事に関する費用については、以下の料金とします。

区 分		単 位	工事費の額
ア 基本工事費		1の工事ごとに	2,000円 (税込価格2,200円)
イ 交換機等工事費	(ア) 基本部	1拠点ごとに	1,300円 (税込価格1,430円)
	(イ) 加算部	1拠点ごとに	400円 (税込価格440円)
備考			
<p>1 新規申込の場合は、上記ア、イを適用しません。</p> <p>2 利用の一時中断/再利用、VPN管理者変更、品目変更、拠点情報変更（1拠点の場合）は、ア及びイの（ア）基本部を適用します。</p> <p>3 拠点情報変更において、同時に2拠点以上変更する場合は、ア及びイの（ア）基本部に加えて加算する1拠点ごとに（イ）加算部を適用します。</p>			

第5章 守秘義務

- 第12条 利用契約者は、本サービスに関連して当社から秘密である旨明示され開示される営業上・技術上の秘密（以下「機密情報」とします。）を、当社の書面による事前承諾なしに第三者に開示又は漏洩してはならず、また本サービスの利用の目的以外に使用してはならないものとします。
- 2 機密情報のうち次の各号に該当する情報は、前項の規定にかかわらず、前項の守秘義務を負う機密情報として扱われないものとします。
 - (1) 利用契約者が第三者から守秘義務を負うことなく正当に入手した情報
 - (2) 情報の開示前に利用契約者が既に保有していた情報
 - (3) 利用契約者が当社から開示された情報によらずして、独自に開発した情報
 - (4) 公知のもの又は受領した当事者の責によらないで公知となったもの
 - (5) 法令に基づき開示が要求される情報
 - (6) 当社が事前の書面により公表または開示を承諾した情報
 - 3 書面により提供された機密情報については、本サービスの利用の終了後又は当社の要求後速やかに、そのコピーを含め当社に返却するものとします。但し、当社が適当と認めるときは、利用契約者は裁断、焼却等の確実な方法で廃棄するものとします。
 - 4 利用契約者は利用契約者の責に帰すべき事由により、機密情報が第三者に開示又は漏洩され、当社が損害を受けた場合は、当社が受けた当該損害に対して賠償の責を負うものとします。

第6章 その他

第 13 条 利用契約者は、当社の書面による事前承諾なしに、規約から生じる権利又は義務を第三者に譲渡若しくは承継させることはできないものとします。

(注) 本条の規定にかかわらずメニュー8に係る IP 通信網サービスの利用回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供される場合、譲渡については、利用回線の契約を締結している者の指定するところにより、当社が譲受人にその利用契約に係る権利の譲渡があった事実について確認することとします。又、承継については、利用回線の契約を締結している者の指定するところにより、当社が相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人にその利用契約者の地位の承継があった事実について確認し、その確認をもって、その地位の承継の届出があったものとみなします。

第 14 条 当社は、契約約款第 51 条の規定によるほか、本サービスを提供することに伴い発生する損害については、責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失により利用契約者に損害を与えた場合は、この限りではありません。

第 15 条 当社は、利用契約者が規約の定め違反した場合又は違反したと当社が認めた場合は、利用契約者の合意を得ることなく、本サービスの利用契約を解約できるものとします。

2 当社は、前項の規定により本サービスの利用契約を解約する場合には、あらかじめ利用契約者にその理由及び解約する日を通知するものとします。

第 16 条 規約は本邦において施行されている法律等に準拠又は基づいて解釈されるものとします。

第 17 条 第 7 条をはじめとし、継続して存続すると合理的に考えられる条項の定めは、利用契約の解除後においても有効に存続するものとします。

附 則 (平成 23 年 12 月 19 日 西 SC フ 77 号)
この規約は、平成 23 年 12 月 22 日から実施します。

附 則 (平成 24 年 6 月 27 日 西 SC フ 26 号)
この改正規定は、平成 24 年 7 月 1 日から実施します。

附 則 (平成 26 年 1 月 23 日 西 BD 企 92 号)
この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

附 則 (平成 27 年 1 月 27 日 西 BD ネ 286 号)
この改正規定は、平成 27 年 2 月 1 日から実施します。

附 則 (令和 2 年 3 月 18 日 西デザ S 000306 号)
この改正規定は、令和 2 年 4 月 1 日から実施します。

附 則 (令和 5 年 11 月 22 日 B 委光 B 基 15550000097-01 号)
(実施期日)

1 この改正規定は、令和 5 年 12 月 1 日から実施します。
(経過措置)

2 この改正規定実施前の契約申込において支払い又は支払わなければならなかった本サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。